

# スポーツ振興（健常者・障害者）の一元化推進策に関する 国際比較研究

野川春夫\* 佐々木朋子\* 田中暢子\*\* 佐藤由夫\*\*\*  
李性旻\* Paul De Knop\*\*\*\*

抄録

2011年6月に成立したスポーツ基本法は、障害者にとってスポーツの権利が謳われたという点において、非常に意味のある法改正であった。しかし、実際には障害者と健常者の双方を統括する体制はとられておらず、具体的なスポーツ推進の戦略や、達成目標、評価手法などは体系的に確立していない。全国規模で、また地域レベルにおいて、組織化・体系化された障害者スポーツ支援体制の構築が求められている。

そこで、本研究の目的は、障害者と健常者を取り巻くスポーツ振興の一元化体制の政策過程と実践・評価手法を国際比較の視点から把握し、その結果をふまえ、より良いスポーツ社会の構築のため、一元化政策の方向性を示唆することとした。スポーツ政策を統括・推進する省庁が、障害者と健常者の両方のスポーツ行政を担う一元化体制を敷く諸外国9カ国（英国、ドイツ、フランス、シンガポール、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ）を選定し、質問紙調査を実施した。また、より詳細なデータを収集し、一元化体制の歴史と、可能性と課題を模索するため、欧州・アジア圏よりそれぞれ2カ国（英国、ドイツ、シンガポール、韓国）を選定し、各国のスポーツ統括団体や障害者スポーツのエキスパートを対象とした面接調査を実施した。データは2011年9月から2012年2月にかけて収集された。主な結果は、以下の3点である。

1. 一元化への推進の歴史は、決して古いものではなく、近年の取り組みである。
2. 一元化への手法は、それぞれの国に特徴があり、様々なアプローチがあり、国ごとの特徴が見られた。
3. いずれの国も、一元化政策の推進が順調に進んでいるとは限らず、課題点も見られた。

キーワード：障害者スポーツ，一元化政策，メインストリーム，インクルージョン，国際比較

---

\* 順天堂大学 〒270-1695 千葉県印西市平賀学園台1-1

\*\* ラフバラ大学 Leicestershire, LE11 3TU United Kingdom

\*\*\* 関西国際大学 〒673-0403 兵庫県三木市末広3-6-8

\*\*\*\* ブリュッセル自由大学 Pleinlaan 2 B-1050 Brussel Belgium

# International Study of the Policy for Mainstreaming Disability Sports

Haruo NOGAWA \* Tomoko SASAKI\* Nobuko TANAKA\*\* Yoshio SATO\*\*\*  
Sung Min LEE\* Paul De Knop\*\*\*\*

## Abstract

**Abstract:** In Japan, Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) holds jurisdiction over disability sports, while the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) holds jurisdiction over the able bodied. The enactment of the Sports Basic Act in June 2011 led to the enhancement of the discussion that sports both for/of the able bodied people and the disabled are promoted by the same ministry. In fact, the Sports Basic Act is valuable for disability sport because it was the first time that the act in relations to sport states that the disabled also have sport rights as the able bodied people do. However, there is no practical system, productive policy strategy/ action/ goal and evaluation approach to achieve the mainstreamed sport society. Therefore, a systematized and mainstreamed system to promote the disabled sport in the community and at the national level is required.

**Objective:** The main aim of the research is to explore the mainstreamed sport societies in 9 countries (UK, Germany, France, Singapore, South Korea, Australia, New Zealand, US and Canada), which had already promoted 'mainstream' in the context of sport policy, utilizing a comparative analysis approach. This study also attempts to analyse the trends and issues of systems, policies, action plans in the process of mainstreaming.

**Methods:** To achieve the purpose of the research, this research team sent questionnaires to the governments of targeted 9 countries. Moreover, the researchers also conducted face-to-face interviews in four countries (Germany, UK, Singapore and South Korea). The research also did meta-analysis of policy documents, relevant organisations' homepages/ resources and research papers. The data were collected from September 2011 to February 2012.

**Results:** The major findings from this study are as follows;

1. The history of mainstream is newly introduced since the 1990s. Therefore, each country still attempts to develop mainstreamed sport society.
2. There are various approaches to promote mainstream and each country has own mainstreaming approach.
3. In each country, the mainstreaming approach has not always been going well. This report founds several issues in each country.

Key Words : Disability Sports, Mainstream, Inclusion, International comparative policy analysis

---

\* Juntendo University 1-1 Hiraga-gakuendai, Inzai-shi, Chiba 270-1695 Japan

\*\* Loughborough University Leicestershire, LE11 3TU United Kingdom

\*\*\* Kansai University of International Studies 3-6-8 Suehiro, Miki-shi, Hyogo 673-0403 Japan

\*\*\*\* Vrije Universiteit Brussel Pleinlaan 2 B-1050 Brussel Belgium

## 1. はじめに

2011年6月に成立したスポーツ基本法は、障害者にとってスポーツの権利が謳われたという点において、非常に意味のある法改正であった。しかし、従来、わが国におけるスポーツ振興政策は文部科学省所管のもとに展開されているが、障害者のスポーツは1964年の東京パラリンピック以降、厚生労働省の管轄となっている。つまり、スポーツ政策を統括・推進する省庁が、障害者と健常者の両方のスポーツ行政を担う体制（以下、一元化体制）はとられておらず、具体的なスポーツ推進の戦略や、達成目標、評価手法などは体系的に確立していない。全国規模で、また地域レベルにおいて、組織化・体系化された障害者スポーツ支援体制の構築が求められている(SSF, 2011; 田中, 2011)。

## 2. 目的

障害者と健常者を取り巻くスポーツ振興の一元化体制の政策過程と実践・評価手法を国際比較の視点から把握し、その結果をふまえ、より良いスポーツ社会の構築のため、一元化政策の方向性を示唆することを目的とする。

## 3. 方法

イギリスでは、1993年の障害者スポーツに関する政策文書「障害者とスポーツ：政策と最新行動計画」(スポーツカウンシル1993)において、一元化に最も近い意味をもつメインストリームを「一般のスポーツ協会や健常者向けのプログラムを推進する団体が、障害者に対しても同様の運営をすること」(田中, 2011)と明確に記している。本研究ではこの定義に倣い、「一元化推進策」を健常者と障害者のスポーツが同じ省庁などで振興され、展開される、制度・政策・事業の具体的な推進の取り組みとした。「一元化の推進に取り組む国々の手法は一致せず、国ごとの特徴がみられる」との仮説を設定した上で、一元化体制を敷く諸外国のスポーツ担当省、全国統括のスポーツ組織、そして国統括の障害者スポーツ団体を対象に、一元化体制の政策過程と、一元化の推進の取り組みの実態を把握することとした。

本研究の土台として行った文献研究(野川, 佐々木ら, 2011)等をもとに、計9項目(下位項目計38)からなる質問紙を作成した。2011年3月現在、一元化体制を敷く諸外国9カ国(英国、ドイツ、フランス、シンガポール、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ)を対象国に選定し、政府スポーツ担当省(ニュージーランドのみ政

府認可法人)を対象にEmailもしくは郵送による質問紙調査を実施した結果、フランス、カナダより回答を得た。さらに、一元化の実態に関するより詳細なデータを収集し、一元化体制の歴史と、可能性と課題を模索するため、欧州・アジア圏よりそれぞれ2カ国(英国、ドイツ、シンガポール、韓国)を選定し、各国のスポーツ統括団体や障害者スポーツのエキスパートを対象とした面接調査や電話調査を実施した。インタビュー時間は約60~120分であった。また、調査協力者の承諾を得て録音した。訪問機関の詳細は図表1に示した。

国【訪問者】	訪問先(略語)	期日 (2011年度)	対応者の役職
イギリス 【佐々木】	イングランド障害者スポーツ協会(EfDS)	12/19	推進事業部長
	スコットランド(SE)	12/20	平等多様性推進部長
ドイツ 【佐々木・佐藤】	ドイツ障害者スポーツ連盟(DBS)	12/12, 13	競技/生涯/ハススポーツ担当者
	ドイツ障害者スポーツユニオン(DBSJ)	12/12, 13	元団長、青少年スポーツ担当
	ヘッセ州障害者スポーツ連盟(HBRS)	12/14	
	フランクフルト車いすスポーツクラブ [Rollstuhl-Sport-Club Frankfurt e.V.]	12/14	会長、副会長
	エーリッヒ・カストナー・シュー[身体障害者を持つ生徒のための支援校] <Erich Kästner-Schule [Schule für Körperbehinderte]>	12/15	校長、教諭
	フランクフルト市スポーツ局	12/15	局長、障害者スポーツ担当
	フランクフルト体操クラブ1860 [Frankfurter Turnverein 1860]	12/15	会長、協働クラブの会長
シンガポール 【田中】	シンガポール障害者スポーツカウンシル(SDSC)	1/9	常任理事、スポーツマネージャー
	シンガポールスポーツカウンシル(SSC)	1/10	常任理事、シニア理事、理事
	学識者: Dr. Sock Mang TEO KOH	1/10	シンガポール国立南洋理工大 准教授/SSC理事
	ハニール・リス・スポーツ・レクリエーションセンター	1/11	アシスタント・センターマネージャー
	シンガポールスポーツスクール	1/11	シニア・シニアマネージャー
韓国 【田中】	韓国パラリンピック委員会/韓国障害者スポーツ協会(KPC/KOSAD)	2/24	国際協力部マネージャー
	韓国障害者サッカー協会(KOFAD)	2/24	副会長
	韓国障害者人開発院(KODDI)	2/24	(現地にて電話調査)
	学識者: Dr. Gwang OK	2/24	忠北大教授 准教授

図表1. 訪問先一覧

## 4. 結果及び考察

### 4-1. イギリス(田中暢子・佐々木朋子)

#### 1) 一元化体制と予算配分

文化・メディア・スポーツ省(Department of Culture, Media & Sport: DCMS)が、障害者、健常者の双方のスポーツを所管する一元化体制をとる。障害者の競技スポーツはUKスポーツとParalympics GBの連携のもと推進され、生涯スポーツは障害者・健常者ともに各地域のスポーツカウンシル(SC)が監督・振興する(イングランド地域はスポーツイングランド[Sport England:SE])。1993年のSCの「障害者とスポーツ：政策と最新行動計画」が2011年12月現在でも、重要な政策根拠である。加えて、1995年の障害者差別禁止法(Disability Discrimination Act: DDA)を含む一連の差別禁止法を一本化し、より強固に差別撤廃の促進と社会平等の推進を目的とした2010年の平等法(Equality Act 2010)も障害者スポーツ推進の法的根拠となった。平等法は、障害者の施設へのアクセス整備やプログラム提供、インクルーシブな体系化に向けた一元化推進の後ろ盾となっている。ここ

では主に、イングランドを中心に報告する。

DCMS はスポーツの補助金国庫と国営宝くじからの分配金の 2 つで財源を補う。さらに、DCMS の管理・監督下で、準政府機関である SE は生涯スポーツの振興を担うことにより資金が分配される。2010 年度の DCMS の SE への予算配分は約 1 億 2,140 万ポンド(約 155 億円)であった(DCMS 2011)。そして SE はイングランド地域のスポーツ統括団体を監督する。障害者スポーツの国統括団体であるイングランド障害者スポーツ協会 (EfDS) にも、SE より財源が配分されており、2011 年度は約 140 万ポンド (約 1 億 8 千万)の助成があった(SE 2011)。その他、DCMS 以外にも、例えば学校における体育スポーツ活動は教育省 (Department for Education) が、フィットネスの環境整備を行う”Inclusive fitness initiative”には健康省 (Department of Health) が、スポーツや身体運動に対し予算化している。

## 2) 競技団体による一元化の取り組みと実態

イギリスには、障害者のスポーツの伝統的なアプローチと、1990 年代以降本格化した一般の競技団体や組織は障害者に対しても同様の支援をするという一元化推進 (イギリスはメインストリームをキーワードとしている) からのアプローチがある。

以前は、一元化を推進する組織は稀で、また実践したとしても競技支援のみに留まり、生涯スポーツレベルの支援はボランティアに支えられているのが実情であった (田中, 2011)。そのため、SE は障害者の生涯スポーツについても国統括競技団体 (NGBs) に働きかけ、NGBs へ国家財源 (2013-17 年の 4 年間は約 4 億 5 千万ポンド:約 576 億円) (SE, 2012) を配分するにあたり、各 NGB が保持・展開しているスポーツの資源 (指導者育成、NGB 傘下のクラブへの参加等) を障害者に対しても提供することや、国統括障害者スポーツ団体(NDSOs)との協働事業の推進を条件とした。換言すれば、各 NGB の数値目標 (例: 障害者の参加を 1 年で 5%増やす) の達成の有無が、金額査定基準としたのである。仮に NGB が障害者スポーツ振興事業実施しない場合は、その NGB への助成金は減額された(SE, 2008)。しかし実際は、各 NGB の裁量に任されており、一元化の推進は十分に実現されているとは言えない(田中, 2011)。

## 3) 指導者養成システム

Sports Coach UK は、DDA 施行以降、一元化をより力点を置き、各地域にある国統括障害者スポーツ推進団体(イングランド地域は EfDS) と協働し、

障害者のスポーツの指導者養成に関わる。2007 年には、イギリス全土におけるインクルーシブなスポーツ振興体制の確立に向けた短・長期的な達成目標を掲げ、関係団体と協働し、障害の種別や程度、年齢、志向、競技レベルに応じて開発された、指導者養成・認定の体制づくりの基盤となる「UK コーチング・フレームワーク」を示した。既存の指導者養成講座カリキュラムには障害者スポーツに関わる内容が浅いため、別途、特別講習で障害者スポーツ指導者養成プログラムを位置づけ、企業スポンサー支援のもと養成事業に取り組むが、NGB や有資格指導者に講習参加は義務化されていない。現在、障害者スポーツ指導も含めた全てのカリキュラムを一本化する構想が練られている。

## 4) 健康省からの資金提供による障害者の身体活動を促進するための施設整備

Inclusive fitness initiative (IFI) は、2001 年より開始された、障害者の身体活動の促進を図ることを目的とした事業である。具体的には、障害者がアクセスできるフィットネス施設整備の推進に関わる。EfDS は、2014 年までに IFI 認可を受けた施設を 1,000 に増やす戦略をもつ。現在、公共施設の 90%以上が、IFI 基準に沿った新たなフィットネス機器導入に取り組む。

## 5) 地域における一元化の推進

地域レベルでは、障害者が活動しているクラブは全体の約 20%である (2011 年 12 月現在)。これらは障害者のために結成された特別なものではなく、様々な人々が参加するクラブである。また EfDS は、障害者も含めた青少年に対する質の高いスポーツの提供と才能発掘に積極的に取り組む場合付与される “Clubmark” を持つクラブを増やす考えである。尚、イングランド陸上競技協会 (England Athletics) のように、EfDS の Inclusive Club Toolkit を参考に独自の評価基準を導入する組織もある。

## 4-2. ドイツ (佐々木朋子・佐藤由夫)

### 1) 一元化体制と予算配分

#### 1-1) 一元化政策の体制および法的根拠

ドイツの競技スポーツ政策は障害の有無に関わらず連邦内務省に一元化されている。一方、競技スポーツ以外では連邦政府の関連省庁 (労働社会省、家庭・高齢者・婦人・青少年省等) がスポーツ支援のために予算化しており、障害者スポーツもこれに含まれている (奥田, 2011)。2008 年の国連による

“障害者の権利に関する条約が、ドイツ社会にインクルージョンの波を大きくもたらし、また今日的な課題としてドイツの各スポーツ組織の施策に影響を与えていることをまず、強調しなければならない。

実質的な障害者スポーツ施策の展開は、国のスポーツ統括団体であるドイツオリンピックスポーツ連盟 (Deutscher Olympischer Sportbund e.V.; DOSB)加盟の一団体であるドイツ障害者スポーツ連盟 (Deutscher Behindertensportverband e.V.; DBS)が担う。DOSB の傘下で、障害の有無に関わらず、すべてのドイツ国民がスポーツ振興施策の対象となっている。DBS が統括するスポーツは、目的別では競技/生涯/ハビリテーション (リハスポーツ) に大別され、年齢別では障害を持つ青少年スポーツの推進を担うドイツ障害者スポーツユース (Deutsche Behindertensportjugend; DBSJ)が DBS 内に組織されている。

### 1-2) 障害者スポーツ支援に充てられる国家予算

DBS の競技スポーツ部門の財源の約 95%は連邦内務省からの補助金であり、2011 年度は 400 万€ (約 4 億 4 千万円) が配分された。うち 150 万€ (約 1 億 6500 万円) が DBS の事務局運営資金 (主に人件費) に充てられ、残り 250 万€ (約 2 億 7500 万円) が、パラリンピックの種目別ナショナルチーム 36 団体に分配され (個人分配はなし)、合宿費、選手権大会への派遣費等に活用される。内務省からの補助金が DOSB を経由して各種目別競技連盟に配分される健全者のスポーツの体制と異なる配分額は、基礎額に加え過去の競技成績と種目ごとにより異なり、DBS 内の競技スポーツ理事会において決定される。

### 1-3) 競技スポーツ選手の支援・タレント発掘

DBS、DOSB、連邦内務省の協定で、障害のある選手もオリンピック支援拠点 (Olympiastützpunkt: OSP)を使用できるほか、パラリンピック支援拠点 (Paralympischer Stützpunkt)の認定を DBS より受けたトレーニングセンターを活用している。OSP では障害のある選手のキャリア相談にも応じており、また健全者の選手と同様にダブルキャリアによる支援が適用され、現役時から職業訓練の機会がある。労働時間の短縮等の配慮で選手生活を維持し、引退後は常勤で働ける支援体制を整えている。1985 年からの“青少年はパラリンピックを目指してスポーツをしよう！”プロジェクトは、州文部大臣連絡協議会において決議された学校と DBSJ の連携事業であり、身体障害を持つ青少年が学校単位でチームを結成し、

州予選後に行われる全国大会は才能発掘の場となっている。同様に、クラブ単位でチームを結成し行われる青少年選手権が開催されている。近年では健全児の選手と同様に競技スポーツを推進する学校への就学の機会を設ける取り組みも着手された。

### 1-4) リハスポーツと専門指導者の養成

インクルージョンの考え方が重視される社会背景の中で、障害者のスポーツ参加においてリハスポーツが果たす役割は大きくなっている (奥田, 2011)。1910~20 年代にかけて、戦傷者が労働力として社会復帰できる健康状態を獲得・維持するため推奨されたスポーツが、1960 年代頃からは傷病兵以外の一般人の疾病後の回復も含めて考えられるようになり、1970~80 年代頃からはスポーツを通じたマイノリティの社会統合の観点から、障害者スポーツも振興されるようになった。質の高いリハスポーツを提供できる組織としてスポーツクラブの機能に重点が置かれており、これは障害者のみのクラブに限らず全てのクラブが対象である。DBS が認定するリハスポーツの専門指導者が指導にあたる場合のみ健康保険金庫から充てられる保険費用は、クラブの重要な収入源となる。指導者養成プログラムは、障害者スポーツに関する基礎科目の修了後に専門科目を受講する形で構成される。DOSB が設定している指導者養成の基準に則って DBS が指導者養成プログラムを構築しており、実際の養成事業は、州障害者スポーツ連盟や、各種目別競技団体が州スポーツ連盟の協力の下に行う。再教育の機会も用意されている。

### 2) 生涯スポーツレベルでの一元化推進の実態： 地方自治体の事例

ヘッセン州では、州スポーツ所管省である内務省が、州障害者スポーツ連盟 (HBRS) に対し年間 35 万€ (約 3,850 万円) の補助金を支出している。一般の競技団体には、州スポーツ連盟を通じて補助金が配分されるが、HBRS には内務省から直接補助金が配分され、競技スポーツの振興費用と事務局人件費に充てられる。州選手権大会や、州内のクラブ主催イベントへの支援を通じて DBS が行う才能発掘事業へとつなげている。

フランクフルト市では、障害者スポーツの振興を健全者と同様、スポーツ局が担う。局の年間予算は事務局人件費を含め 2011 年で 7,000 万€ (約 77 億円) であり、内 2000 万€ (約 22 億円) がクラブへの振興資金として活用され、障害者のスポーツ振興費もここに含まれる。政策背景には、市スポーツ振興計画と国連の障害者権利条約がある。行政による

直接事業はなく、行政側の人材配置、イベントやクラブに対する金銭的支援、情報収集・提供等といった基盤整備による振興と、施設のバリアフリー化・改修等に対する予算配分（スポーツクラブ所有／行政所有施設の両方を対象）という投資の2側面を行政支援策の主軸としている。ドイツスポーツの根幹をなすクラブに対する支援事業として、主に①障害者受け入れに関する実態調査および体制整備の支援、②クラブデータベースの開設、③運営補助金の提供（18歳までの青少年会員数×年18€（約1980円））と、2011年は障害者と健常者が参加するクラブのIntegrativ事業に対する振興費に総額19,573・（約215万円を補助）が挙げられる。現在策定中であるスポーツ発展計画においても、障害者のスポーツ支援体制の構築について検討されている。尚、これらは一州／一都市の事例であり、他自治体はこの限りではないことに留意が必要である。

#### 4-3. フランス（佐々木朋子）

フランス国立統計経済研究所(Institut national de la statistique et des études économiques: INSEE)によると、フランスにおける障害者の人口比率は2002年で約7%と報告されている。また、同研究所によるEnquête Handicap Incapacité et Dépendance (HID)の2006年調査によれば、障害を持つ12～74歳人口の約22%が何らかのスポーツ・身体活動に参加している。

フランスではスポーツ省が、健常者と障害者の双方のスポーツ施策を統括している。この一元化体制の始まりは古く、1936年の余暇組織・スポーツ庁設置当時からであり、担当大臣（レオ・ラグランジュ）管轄部局下において統括されるようになった。実質的な施策の遂行は、1966年の青少年・スポーツ省の設置からであるが、この背景には、1960年のローマオリンピックにおけるフランスチームの成績不振があった。当時の首相、シャルル・ド・ゴールの意志のもとに国がスポーツ政策に積極的に関与するようになった中で、障害者のスポーツも統括され、推進されるようになった。近年では、2003年の障害者ヨーロッパ年に策定されたスポーツ・ハンディキャップ・ミッション（La mission sport et handicap）が、障害者スポーツの施策推進に大きく影響している。同年には「スポーツと障害者」拠点（Pôle Ressources National Sport et Handicaps: PRNSH）が設置され、障害者のスポーツ活動へのアクセスを改善するための指針と行動計画の取り決めが具体的に推進されるようになった。PRNSHは、障害者スポーツに関わる政策策定の基礎となる

調査研究等を行う専門機関としての役割も持つ。

スポーツ省の2011年度予算は約8億7千万€（約870億円）であり、このうち障害者スポーツ振興費用に充てられるのは全体の約2%にあたる約2100万€（約21億円）である。2012年度は、ロンドンパラリンピック大会に伴い100万€（約1億円）が加算される予定である。また、前述したスポーツ・ハンディキャップ・ミッションを受け、近年では国立スポーツ振興センター（Centre National pour le Développement du Sport: CNDS）からスポーツクラブで展開される障害者スポーツのプログラムの補助金として、年間総額1000万€（約10億円：スポーツ省からの配分額約での障害者のアクセスを改善するための補助金として年間総額300万€（約3億円）が、それぞれ配分されている。

障害のある競技選手は、スポーツ省や国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院（Institut national du sport, de l'expertise et de la performance: INSEP）の代表者らで構成される高水準スポーツ全国委員会による高水準のスポーツマンのリストにおける障害カテゴリーに分類され、障害を持たない選手のカテゴリーと類似する形で、シニア、トップ選手、転職のカテゴリーに細分化されている。高水準の障害のある選手に対する国家的な財政支援の体制において障害の有無に違いは基本的には無く、さらにキャリア支援でも、高水準スポーツ選手としての転職・二重職業計画・職業への組み入れ協定に対する権利を持つ。パラリンピックのメダリストの指導者に対しても報奨金が支払われる。

オリンピック選手およびパラリンピック選手が、ナショナルトレーニングセンター(NTC)にあたるINSEP、5つの民衆教育・スポーツセンター、国立ヨットスクール、国立アルペンスキースクールおよび国立馬術学校を共用する。地域レベルでは障害者専有のスポーツ施設は設けられておらず、公衆を受け入れる施設を活用している。障害者の権利及び機会の平等、参加ならびに市民権に関する2005年2月11日の法律（第2005-102号）が、スポーツ施設における障害者のアクセス確保の指針である。

#### 4-4. カナダ（佐々木朋子）

カナダでは、国民の約14.3%が何らかの障害を有する（Disability in Canada: A 2006 Profile）。民族遺産省がカナダ連邦政府のスポーツ所管省であり、健常者と障害者双方のスポーツを統括する。この一元化体制は1971年のスポーツカナダ発足時からであり、法的根拠として、カナダ連邦政府がスポーツに直接関与するようになった1961年のフィット

ネス・アマチュアスポーツ法（1961年法）が挙げられる。ただし、2003年に身体活動・スポーツ法（2003）として改定されたものの、障害者スポーツに関連する規定は設けられておらず、一元化体制の確立を推し進めた背景は1969年の政策文書「Report of the 1969 Task Force on Sport for Canadians」であったと考えられる。また、実践レベルでは、生涯スポーツ振興の施策根拠でもある「カナディアン・スポーツ・フォー・ライフ」において、障害者スポーツ推進の指針が明確に示されたことも特徴といえる。長期的な競技者養成の視点に加えて生涯スポーツの観点から、障害者のスポーツ参加に必要な10要素（指導者育成、競技会、財政的支援、施設・設備、トレーニング環境の整備、才能のある選手の育成等）から構成される支援策の必要性が言及されている。スポーツカナダの2011年予算は2億500万カナダドル（約167億円）であり、このうち約8%（1,700万ドル、約14億円）が障害者スポーツの振興費に充てられ、主にカナダパラリンピック委員会（CPC）、スペシャルオリンピックスカナダ、種目別競技団体に対する補助金として拠出される。スポーツカナダは、政策枠組みの構築と、補助金の提供という2点において、健常者のスポーツと同様に障害者のスポーツも支援する。助成金総額は、2010-11年で1億9,700万カナダドル（約160億円、全予算の約96%）であった（Sport Canada 2011）。当然のことながら、障害者スポーツ団体もこの助成事業へ申請できるほか、例えば一般の種目別競技団体による障害者スポーツの振興事業に対しても、この助成金は活用される。トップ選手には「競技者支援プログラム（Athlete Assistance Program : AAP）」から生活費ならびに教育費が支援されるが、障害の有無による支援体制の区別はない。さらに、CPCへ拠出される補助金は、障害のある選手の補装具の購入費にも充てることができるようになっている。また、カナダコーチング協会が統括するナショナルコーチ資格プログラム（National Coaching Certification Program）もスポーツカナダからの助成金を受けて実施されており、障害者に対する指導者養成の内容も含まれている。トップ選手の指導者だけではなくグラスルーツレベルでの指導者育成も視野にあるプログラムであることから、カナダ政府だけではなく、各地方の政府ならびにスポーツ関連組織が協働して、障害に関する基礎知識や、障害者がスポーツに参加する上でのよりよい環境づくりに関連する情報などあらゆる角度から網羅したマニュアル（REF）が活用されている。トップ選手が障害の有無に関わらず利用できるNTC; “Canadian Sport Centres”（CSC）が国内7

地域に存在することも特徴と言える。CSCのサービスのひとつにトップ選手の引退後のキャリア支援も含まれており、これはドイツやアメリカと同様である。尚、障害のある競技選手のみが利用できる施設は設けられていない。

#### 4-5. シンガポール（田中暢子）

##### 1) 一元化体制と予算配分

###### 1-1) 国の体制および法的根拠

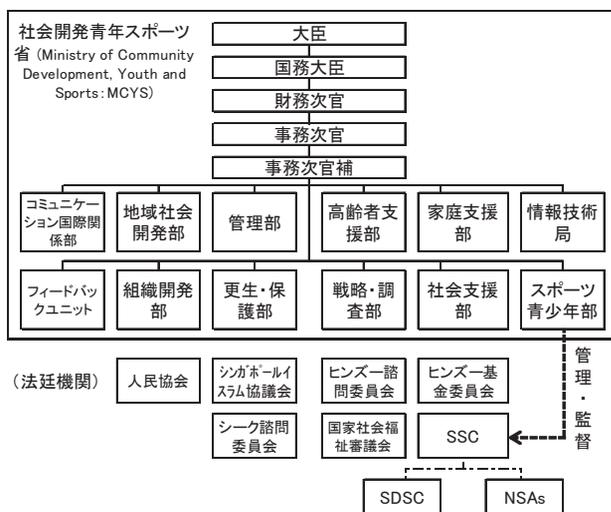
2004年に就任したリー・シェンロン首相就任後、青少年対策として改変した省庁のひとつが、社会開発青年スポーツ省（Ministry of Community Development, Youth and Sports : MCYS）である。MCYSは、スポーツ青年部以外に、高齢者支援部、社会支援部などの内部局がある。MCYSには、こうした福祉行政を推進するために、シンガポールスポーツカウンシル（Singapore Sports Council : SSC）を含む7つの法定機関を設けている。尚、法定機関とは、法律に基づき設置された政府関連機関で、その機能、業務範囲、権限なども法律で決められており、監督省庁（特に関連部局）の監督下にあり、監督省庁を通して国会に責任を持つ（財団法人自治体国際化協会, 2005）。一方で、行政機関とは異なり、管理、財務面でも大きな自主性を持つ。しかし、法定機関の職員は公務員ではない。

このSSCには、各競技団体を取りまとめる国統括競技団体（National Sports Association : NSAs）や障害者のスポーツを推進するシンガポール障害者スポーツカウンシル（Singapore Disability Sports Council : SDSC）などの団体が加盟しており、SSCはこれらの団体に年間の活動費を分配している（図表2）。尚、SDSCの名称にもカウンシルが使用されているが、SSCが法定機関であるのに対し、SDSCはボランティア団体である。尚、SSCとSDSCは共にリー・クワンシュー政権時代の1973年に設立されている。

障害者のスポーツの発展史において、1998年にまとめられた障害者のスポーツに関する初の報告書（多くの提案事項も併記）、「新世紀に向けた計画（A Blueprint for the New Millennium）」は、2001年の「スポーツの国シンガポールに向けて（Towards a Sporting Singapore）」、2006年の中間報告書「シンガポールのスポーツ文化（Singapore Sporting Culture）」、2011年の「2030年へのビジョン（Vision 2030 Committee）」といった、後のシンガポールのスポーツ政策全体に多大なる影響を与えた。Teo-Koh 准教授（インタビュー, 2012）によれば、2001年当時はスポーツを通して社会は

どのように発展できるかが主な視点であったが、現在は、スポーツは社会にどのような貢献ができるか、特に①障害者も含めた多様性と国家形成、②国民のライフバランスの促進、③高齢者支援の3つの視点に特化した内容へと変化しているという。そして、より良い社会の構築のために、障害者のスポーツもスポーツ政策全体の中で議論されている。

教育制度として特記することは、新たな取り組みとして、特定の分野（芸術など）に秀でた能力をもつ生徒のための特別独立校（Specialised Independent Schools）として、2004年に開校した高いスポーツ能力を有する生徒を対象とした全寮制のシンガポールスポーツスクールの存在である。一般の学校教育と同様に、このスポーツスクールにも、障害のある生徒も入学し、健常児と共に学業とトレーニングに励んでいる。



図表 2.シンガポールのスポーツ組織

### 1-2) 障害者スポーツ支援に充てられる国家予算

法定機関である SSC を通して、NSAs と同様に SDSC にも資金が分配されている。SDSC の 2011 年年次報告書によれば、利子を含む過去 1 年の総収入は 1,917,991 シンガポールドルであった。SDSC は、SSC からの助成やスポンサー収入などを基に、様々な事業展開を行っている。

SDSC は、実施するプログラムの成果を SSC に報告する。運営費などを除き、SDSC のプログラムの成果が SDSC への予算額を決める判断基準となる。現在、SDSC は、スポーツ参加を啓発するマス・プログラム (Mass Programme) と競技スポーツを推進するエリートスポーツプログラムの大きく二つを展開している。マス・プログラムはスポーツ大会やイベントへの参加者数が、競技スポーツは成績が成果の判断基準となる。次年度の予算額に対する判断基準の割合は、マス・プログラムが約 30%、

エリートスポーツプログラムが約 70%である (SDSC, インタビュー)。

## 2) 障害者スポーツの推進の実態

### 2-1) 障害者のスポーツ参加形態

SDSC (2011) によれば、17 の福祉団体及び国統括障害者スポーツ競技団体、個人会員と共に、15,000 人以上の障害児者のスポーツ支援を行っている。尚、スペシャルオリンピックスは、SDSC には加盟していない。

シンガポールの人口の約 4%が何らかの障害を有する (SDSC, 2011)。2012 年 1 月現在、SDSC は、身体障害 (視覚障害と聴覚障害を含む)、知的障害への支援を行っているが、精神障害については支援を行う予定は今のところない。

SDSC は、啓発を目的とした「Learn To Play」と「全国障害者リーグ (水泳と陸上を除く)」、競技志向の強い「全国競技大会 (水泳と陸上のみ)」の大きく 3 つの種類のイベントを実施することで、17 の競技種目を推進している。SDSC (インタビュー) によれば、Learn to Play は、2010 年 13 種目を実施し、約 800 人の参加があった。全国障害者リーグは、6 種目を実施し約 800 人が参加し、全国陸上競技大会の参加者は約 140 人、全国水泳競技大会には約 120 人の参加があった。

### 2-2) 指導者養成と審判養成を通して推進される一元化されたスポーツ環境

NSAs の登録指導者に、障害者のスポーツに関する研修を行い、指導者養成を行う。これは、既に指導者としての理論、技術を持ち、また国際及び国内資格を有する指導者に対し、障害者スポーツに関する理論と技術を教え、障害者のスポーツにも対応できる指導者を養成する方が良いとの考えによる。但し、障害者のスポーツであっても、指導者には健常者と同額の謝礼金を支払う (SDSC, インタビュー)。

SDSC は、審判養成、審判謝礼に対しても同様に対応する。謝礼金を負担するのは非常に大変であるものの、こうした支払いをするからこそ、障害者のスポーツも健常者のスポーツと同様の権利を得られるとのことである (SDSC, インタビュー)。一方で、SDSC (インタビュー) は、障害者のスポーツが健常者のスポーツと一元化された現在においても、障害者がスポーツ活動を行う環境において排除や搾取されないよう、障害者のスポーツの動向をきちんと見守ることこそが SDSC の重要な任務であると考えている。現在は、SDSC と SSC との関係も良く、また指導者や審判、さらには地域のボランティアなども障害者に対する理解も深まっており、

より良いスポーツ環境の構築に向けた取り組みを継続中である。今後は、健常者のスポーツと同様に、競技選手の育成にも積極的に取り組む方向である。現在建築中のスポーツハブの完成が待たれる。

#### 4-6. 韓国 (田中暢子)

##### 1) 一元化体制と予算配分

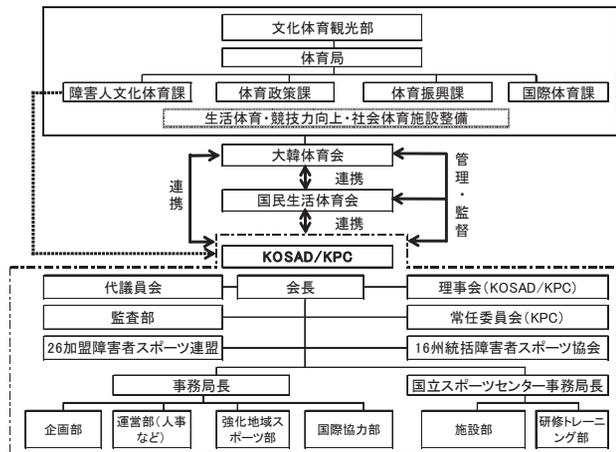
##### 1-1) 国の体制および法的根拠

障害者、健常者のスポーツはともに文化体育観光部が所管している。この文部体育観光部には、体育業務を担当する体育局が設置されており、その局には4つの課(体育政策課、体育振興課、国際体育課、障害人文化体育課)がある。障害者のスポーツ事業は障害人文化体育課が関わる。補助金を出し事業委託をする国統括団体には、健常者の競技スポーツに関わる大韓体育会、生涯スポーツに国民生活体育会、さらに障害者のスポーツに大韓障害人体育会(Korea Sports Association for the Disabled : KOSAD) (2005年11月25日設立)がある(組織図3)。大韓体育会と国民生活体育会とKOSADは、連携を取り合う対等な関係にある(KOSAD, インタビュー)。尚、KOSADは、文化体育観光部内の障害人文化体育課の管理・監督下にある。

KOSADと韓国パラリンピック委員会(Korean Paralympic Committee : KPC) (2006年5月12日設立)は対外的にほぼ同一の組織であるが、パラリンピック種目と対象障害以外にも、広く生涯スポーツ支援を行っており、実質的にはKOSAD内にKPCがある。2011年度現在、KOSADには2人の常務理事と75人のスタッフが常勤する。KOSAD/KPCには16の州支部があり、26の国統括競技団体、6の準加盟国統括競技団体、4の障害種別団体がある。また公式スポンサーは8企業ある。尚、KOSAD/KPCが対象としている障害は、身体障害(視覚障害、聴覚障害を含む)と知的障害であり、精神障害は対象ではない。

韓国の障害者のスポーツの歴史は浅く、1988年のソウルパラリンピックを契機に、大きく動き出した。現在のような組織構造になったのは、2005年の国民体育振興法の改正後である。2005年の改組までは、障害者のスポーツは、大韓障害人福祉振興会(2008年に韓国障害人開発院へ改名)が所管していた。障害者のリハビリテーションに関わる事業などを行う大韓障害人福祉振興会のスポーツ事業のみ、2005年11月に大韓障害人体育会の設立に伴い移管された。改組後は、障害者のスポーツは、障害者福祉行政から体育スポーツ行政の領域となり、障害者のスポーツに関わる国家予算や環境などが

大きく変わった。特に大きな変化が見られたのは予算規模で、改組前の2003年度は206万USドル(24億7千万KRW, USD=1200KRW)、2005年度は446万USD(53億5千万KRW,)であったのが、改組後の2006年度は690万USD(82億8千万KRW,)、2009年度は過去最高の2,718万USD(326億2千万KRW,)となり、2003年度と2009年度を比較すると約13倍もの予算規模となった。



図表3. KOSAD/KPCから見た組織構造

##### 1-2) 障害者スポーツ支援に充てられる国家予算

国家予算は、KOSAD/KPCの運営費以外に、KOSAD/KPCに登録する国統括団体に配当する費用も予算化される。国統括競技団体には、主に各団体の事務員給与と事務所賃貸料などの運営費と大会や合宿開催等の事業費がある。事務員の給与は、事務局長に月給220万KRW(大学出身者の平均給与)と事務員に月給120万KRW(高校出身者の平均給与)である。また、事務所賃貸料は月額300万KRWである。こうした事業費は、競技団体の成績や規模に関係なく基本運営費として配当される。次に事業費であるが、大会や合宿などの事業を展開のための補助金は、各国統括競技団体に300~500万KRWである。各競技団体は、運営費と事業費の不足はスポンサー収入など賄うなどしている。近年は、海外から指導者を招聘する競技団体もある。

運営費と事業費以外に、国際大会関連費用枠もある。特に、アーチェリー、射撃、陸上、ボッチャといったメダルを期待できる競技団体には、6千万KRWが配当される。また、直接選手に支払われる費用もある。ひとつはパラリンピック報奨金である。金メダルを獲得した場合、選手はパラリンピックの翌月から死亡するまで毎月100万KRWが支払われる(銀メダルの場合は70万KRW)。また、強化指定選手となった約200名の選手には、最大150日間、日額3万KRWが競技活動費として支払われる。

## 2) 障害者スポーツの推進の実態

### 2-1) 障害者のスポーツ参加形態

KOSAD/KPC (2011) によると、競技志向型の全国障害者スポーツ大会に、夏季大会で 5,025 人 (24 種目)、冬季大会で 330 人 (5 種目) が出場した。また、2007 年度の夏季大会は 3,040 人が出場しており、夏季・冬季大会ともに出場選手数は増加傾向にある。さらに全国障害学生大会 (National Youth Games for Students with Disabilities) も開催され 2010 年度は 1,572 人 (12 種目) が出場した。

2009 年 10 月 15 日、代表チームに対するより効果的な練習場として、夏季の 17 種目に対応する、宿泊施設も完備する国立障害者スポーツセンター (Icheon Sports Complex for People with Disability) を京畿道利川市に開館した。一方、地域レベルでは、KOSAD/KPC の州支部が、KOSAD の助成を受け、福祉館、公民館、学校などと連携し、スポーツ推進に取り組む。Ok 準教授 (インタビュー) によれば、韓国が次に取り組むべきことは特に地域レベルでの健常者と障害者のスポーツを通じた交流の場の拡大であるという。

### 2-2) 指導者養成

健常者の競技団体の支援により障害者のスポーツ推進を図るのではなく、各障害者競技団体が指導者養成も含め推進事業に努める。また近年、12 の大学で障害者のスポーツ指導者のためのコースが設置されており、専門の教育を受けた者が指導者として活躍している者もいるが、まだ大学カリキュラムそのものは発展途上にある (Ok, インタビュー)。

### 2-3) 障害者スポーツ団体による障害者スポーツ支援：サッカー協会の事例

韓国障害者サッカー協会 (Korea Football Association for the Disabled : KOFAD) は 2007 年 11 月 30 日に設立された、障害者サッカーを取りまとめる国統括競技団体である。KOFAD の設立時は、健常者の国統括競技団体である韓国サッカー協会 (KFA) からの支援や協力関係はあったが、現在は年間約 2000 万 KRW の助成以外は、選手育成、審判や指導者養成や派遣においては別組織とされ国レベルでは KFA との実践的關係は希薄である。

## 5. まとめ

本研究からは、①一元化への推進の歴史は、1990 年代以降始まった新しい取り組みであること、②一元化への手法は各々の国に特徴があり、様々なアプローチがあること、③いずれの国も、一元化政策の

推進が順調に進んでいるとは限らず、直面した課題に対応しながら、一元化の推進の道を歩んでいることがわかった。障害者のスポーツの権利を謳う法整備がされた我が国において、次に一元化されたスポーツ社会の実現に向けた、スポーツ権を保障する戦略的な組織構造や、施設、イベント、指導者養成などに関する具体的なアクションプランを検討する必要がある。このような意味において、本調査に協力してくれた国々が一元化の実現に向けて、どのような課題を抱え、いかに対策を講じ、一元化の推進に取り組んでいるのか、諸外国で展開されている多角的な戦略を学ぶ意義は大きい。日本においても、柔軟な対応をもって、一元化への道を本格的に検討すべきであろう。

## 参考文献

- SSF (2011) スポーツ白書～スポーツが目指すべき未来～. 東京野川春夫, 佐々木朋子, 舟木泰世, 佐藤由夫 (2011). スポーツ振興 (健常者・障害者) の一元化推進策に関する国際比較研究. 日本体育学会第 62 回大会. 鹿児島県鹿屋市.
- Department for Culture Media and Sport (DCMS) Annual Report and Accounts 2010-11.
- Korean Paralympic Committee (KPC) (2011) Introduction of KPC.
- Korean Paralympic Committee (KPC) (2011) The Real Sports.
- 齋藤健司, 朱成鐸, 田中暢子 (2011) 韓国, 笹川スポーツ財団 (編), 文部科学省. 東京.
- Sport England (SE) (2008) Sport England Strategy 2008-2011.
- Sport England (SE) (2011) Annual Report and Accounts 2010-2011.
- Sport England (SE) (2012) Creating a sporting habit for life Sport England strategy 2012-17
- スポーツカウンシル(SC) (1993) People with Disabilities and Sport: Policy and current / planned action. Sport Council.
- 田中暢子(2011) 競技団体の「障害者スポーツ推進の取り組みにおけるジレンマ」--社団法人日本エアロビク連盟の事例研究 ルークスの権力観を用いて. 体育研究, 45, 39-57.
- 奥田睦子(2011) ドイツ, 笹川スポーツ財団 (編), 文部科学省. 東京.
- 財団法人自治体国際化協会 (2005) シンガポールの政策.

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。